京都信用金庫

タブレット端末規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「京信クイックサービス利用規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

- 規定の改定日
 2021年7月19日(月)
- 2. 改定する規定(規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます)
 - 京信クイックサービス利用規定
- 3. 主な改定内容(改定部分を下線表示)

改定前	改定後
第3条 (利用者)	第3条 (利用者)
1. (略)	1. (略)
2. (略)	2. (略)
第3項を第4項に繰り下げし、右記の通り	3. ご本人様から取引の委任を受けている
第3項を挿入	代理人は、ご本人様が、第4条のクイック
	<u>サービス番号の利用を承認した方に限るも</u>
	<u>のとします。</u>
第4条 (暗証番号等)	第4条 (暗証番号等)
本サービスで利用する暗証番号は「キャッ	本サービスで利用する暗証番号は「キャッ
シュカード暗証番号」 <u>および</u> 新たにご登録	シュカード暗証番号」 <u>または</u> 新たにご登録
いただく「クイックサービス番号」(以下、	いただく「クイックサービス番号」(以下、
「クイック番号」といいます。) を認証方法	「クイック番号」といいます。) を認証方法
にあわせてご利用いただけます。クイック	にあわせてご利用いただけます。クイック
番号は適時変更することを推奨します。	番号は適時変更することを推奨します。